はい！

# 消費生活相談窓口です

住民生活課

相談窓口に寄せられる相談と対処の方法をお伝えしていきます。手口を知っておくと、適切な対応ができます。

## 注文をしていないのに健康食品が届いた！

【事例】

「2か月前に注文の健康食品ができたので、着払いで送ります」と電話がかってきました。「注文をしていない」と言うと「注文の様子は録音している。解約するには裁判になる」と強く言われました。強引に送ってくる様子で電話が切れました。3万円と聞いていますが、欲しくありません。今後、どうしたらいいのでしょうか

【対処法】

60代から80代の女性に多い相談です。記憶があいまいになりがちな高齢者を狙っています。注文をしていなければ受け取る責任はありません。

**＊電話ではっきり断って下さい。**

しつこい場合「警察や役場に相談をする」と言ってください。

**＊届いた場合**

①送り状を見て相手業者の連絡先を控える。

②受け取り拒否をする。

**＊受け取ることを了解した場合**

③クーリング・オフ（電話勧誘の場合、書面受領後8日以内は無条件で契約を解除できる制度）のはがきを出す。

## パンフレットの送付から始まる、買え買え詐欺（もうけ話）

【事例】

B社から電話で、「A社の黄色いパンフレットが届いていませんか」「金杯のパンフレットで届いた人だけしか買えないので、代わりに買って下さい。高く買い取ります」と電話がありました。C社からも同じような電話があり、「倍の価格で買い取ります」と言われたので購入してしまいました。購入した途端、業者と連絡がつきません。

【対処法】

簡単にもうかる話はありません。一切応じてはなりません。

商品は他に仏像、宝石、海外のアパートの購入権、社債などさまざまです。「パンフレットを譲って欲しい、名義を貸して欲しい」と言ってくることもあります。その後、「名義貸しがばれた。名義貸しは犯罪で処理をするお金が必要」などと言われ、お金を騙しとられた事例もあります。関わらないでください。

しつこい電話で切れない時は、「警察（役場・消費生活センター）に相談をする」と言ってください。留守番電話を使って、出ない方法もあります。

※毎月第1火曜日は専門相談員による「相談と出前講座の日」です。

▲福田登代子相談員

お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

**◆問い合わせ先**　住民生活課

☎0859-54-5210

## 12月から試験電波が発射されます

平成26年2月から、スマートフォンやタブレットなど「携帯端末向けマルチメディア放送」のサービスが始まります。

そのため、12月初旬から試験電波が発射されます。電波が発射されると、一部の地域で地上デジタル放送、およびケーブルテレビのデジアナ変換チャンネルの映りが悪くなるなどの影響を受ける可能性があります。

受信障害にお気づきの方は「モバキャス受信障害対策センター」へご連絡ください。

**◆連絡先**　モバキャス受信障害対策センター

☎0120-355-411（フリーダイヤル）

**◆受付時間**　9時～21時